

大治町友好自治体施設等利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民及び勤労者の宿泊等に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、住民福祉の向上を図るとともに、愛知県北設楽郡東栄町との自治体間交流の推進に寄与することを目的とする。

(助成対象施設等)

第2条 助成の対象となる施設等（以下「助成対象施設等」という。）は、別表に掲げる施設等の区分に応じた利用内容とする。ただし、町長が特別に認める場合はこの限りでない。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、大治町の住民基本台帳に登録されている者及びその被扶養者
- (2) 大治町内の事業所に勤務する者及びその被扶養者

(助成の制限)

第4条 次に掲げる活動と認められる利用については、助成の対象としない。

- (1) 宗教活動
- (2) 政党又は政治活動
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある活動
- (4) 営利を目的とした活動

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象施設等で発行された領収書又は利用及び金額を証明する書類（以下「領収書等」という。）の金額のうち、次に掲げる経費を除いた額の100分の20の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、助成を受けることができる額は、1会計年度あたり1人につき1万円までとする。

- (1) 飲食にかかる経費
- (2) 記念品代及び土産代の経費
- (3) その他、町長が不適當であると認めた経費

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、領収書等の発行日の属する年度の3月31日までに、大治町友好自治体施設等利用助成金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に助成対象施設等で発行された領収書等を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、3月1日から3月31日までに発行された領収書等による申請にあつては、翌年度の4月30日までの申請を可能とする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、申請者の指定する口座に振込により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、申請者が不正な手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月20日から施行する。